



こども医療費助成制度のご案内



宮古島市に住所を有し、健康保険加入しているこどもを対象とし、医療費の自己負担額を現物給付、自動償還、償還払いのいずれかの方法で助成する制度です。(生活保護やその他の制度で助成を受ける事ができる人は除きます。)

～助成する医療費～

保険診療の自己負担分です。

ただし、健康保険から支給される高額療養費・附加給付金は控除して助成します。

※保育園、幼稚園、学校等でのケガによる医療費、または第三者からの賠償等、他からの医療費の支払いをうけることができるときには助成できません。

対象年齢	●通院...0歳～未就学児まで ●入院...0歳～中学卒業まで
助成対象外のもの	保険適応外診療(自費)、診断書や証明書料、健康審査料、おむつ代ベット差額料、薬容器代など

『受給資格者証』発行について

●赤ちゃんの誕生、または宮古島市へ転入された際は、以下のものを持参し、児童家庭課(各支所)窓口にて、証書発行の手続にいらしてください。

- ①対象児童の健康保険証
- ②保護者名義の預金通帳
- ③印かん(スタンプ印不可)

受給資格内容変更について

●住所・氏名・健康保険証・振込先など、資格内容変更の際は、必要書類(新しい保健証、新しい通帳等)と、印鑑を持参し児童家庭課の窓口にて申請してください。

- ①新しい健康保険証
- ②新しく口座指定したい預金通帳
- ③印かん(スタンプ印不可)

受給資格者証の返却について

●宮古島市外へ転出の際は、受給者証返却をお願いします。

※資格喪失後に受給資格者証を使用した場合は、当該医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

助成方法

Up

①現物給付方式(窓口無料)

保険医療による医療費の自己負担分について、窓口で支払う事なく無料で医療が受けられます。

※保険適応外などは、窓口で支払う必要があります。

※病院・薬局など医療機関へ受診する際は、月初めだけではなく、その都度窓口で「受給資格者証」を提示してください。

※医療機関等が窓口無料方式に対応していない場合は、自己負担分を一旦支払ったうえで、次の②、③で申請してください。

②自動償還方式(後日自動振込み)

医療機関の窓口で支払いすると、後日、指定された口座へ自動振り込みとなります。

※病院・薬局など医療機関へ受診する際は、月初めだけではなく、その都度窓口で「受給資格者証」を提示してください。

※助成金は、診療月の翌月末日に口座振込みをします。振込み通知は致しませんので、通帳の記帳にてご確認ください。

③償還払い方式(後日申請)

県外で受診した場合または、①②方式が利用できなかった場合は、医療機関で一旦お支払いいただき、後日、児童家庭課の窓口にて申請することにより、指定された口座へ振込みいたします。

●児童家庭課窓口申請に必要な物●

- ①受給資格者証
- ②領収書
- ③印かん(スタンプ印不可)

※領収書の有効期限は診療月の翌月から2年間となります。

※助成金は、窓口申請の翌月末日に口座振込みをします。振込み通知は致しませんので、通帳記帳にてご確認ください。

入院、高額医療になるときは...

入院や、医療費が高額になるときは、ご加入の健康保険から『限度額適用認定証』を取得し、医療機関等の窓口にて提示してください。『限度額適用認定証』の提示がない場合は、無料窓口(現物給付)方式や、自動償還払い方式、後日申請方式による助成が受けられないことがあります。

また、転入等により本市で課税状況が確認出来ない方で高額医療になるときは、課税所得証明書を提出していただく場合があります。